

平成 30 年 9 月 13 日

第 7 回 インターネット上の海賊版対策に関する検討会議資料

フランスにおけるサイトブロッキング等の著作権侵害対抗措置

弁護士 井奈波 朋子

フランスでは、インターネットアクセスプロバイダ (fournisseur d'accès à Internet 略称 FAI) や検索エンジン運営者などのネットにおける技術的仲介者 (intermédiaires techniques) について、①直接侵害者・侵害幫助者であることを理由として法的措置をとりうる局面 (なお、論者によるがフランスでは直接侵害と間接侵害とを区別しない傾向にある) と、②直接侵害者・侵害幫助者に該当するかどうかという問題とは無関係に法的措置をとりうる局面を区別する。サイトブロッキング、検索結果への非表示、フィルタリングなどの措置は、後者に位置づけられる。

1 実定法上の根拠

**知的財産法典第 336-2 条<sup>1</sup>** 「大審裁判所は、オンラインでの公衆への伝達サービスの内容によって引き起こされる著作権又は隣接権への侵害が存在する場合には、必要な場合には急速審理の形式で決定を下すことによって、保護される著作物及び目的物の権利者、それらの権利承継人、第 3 編第 2 章によって規律される集中管理機関、又は第 331 の 1 条に規定する職業擁護機関の請求に応じて、これらを改善することに寄与する可能性があるいずれの者に対しても、このような著作権又は隣接権の侵害を予防し、又は終了させるのに適したいずれの措置も命じることができる。この請求は、国立映画・動画センターも行うことができる。」<sup>2</sup>

(1) 立法経緯

2006 年、情報社会指令(2001/29/CE)を国内法化する法律 (いわゆる DADVSI<sup>3</sup>) によって

---

<sup>1</sup> En présence d'une atteinte à un droit d'auteur ou à un droit voisin occasionnée par le contenu d'un service de communication au public en ligne, le tribunal de grande instance, statuant le cas échéant en la forme des référés, peut ordonner à la demande des titulaires de droits sur les œuvres et objets protégés, de leurs ayants droit, des organismes de gestion collective régis par le titre II du livre III ou des organismes de défense professionnelle visés à l'article L. 331-1, toutes mesures propres à prévenir ou à faire cesser une telle atteinte à un droit d'auteur ou un droit voisin, à l'encontre de toute personne susceptible de contribuer à y remédier. La demande peut également être effectuée par le Centre national du cinéma et de l'image animée.

<sup>2</sup> 著作権情報センターHP 財田寛子訳

<sup>3</sup> Loi n° 2006-961 du 1 août 2006 relative au droit d'auteur et aux droits voisins dans la société de l'information

違法ダウンロードの防止を定める第6節が新設された。2009年、インターネット上の創作物の頒布と保護を促進する法（いわゆる HADOPI 1<sup>4</sup>）によって、第6節は違法ダウンロードだけでなく、著作物等を違法に利用可能にすることの防止措置を定める内容に拡張されるとともに、本条の体裁は現行法とほぼ同様のものとなった。

## (2) 憲法院の判断

立法当初、本条は憲法違反が問題とされたが、憲法院は憲法適合性を認めた<sup>5</sup>。憲法違反の理由として挙げられたのは、①差止命令の措置によって、電気通信のインフラ機能をブロックする可能性を与えることは、ネットユーザーから、情報と思想を受領する権利を奪うこと、②本条の潜在的適用対象となる者は、本条の過度の広汎性かつ不明確性により、予防の名目でインターネットへのアクセスを制限されることである。しかし、憲法院は、著作者が裁判所に必要な措置を請求しているのであって、立法者は表現および伝達の自由を誤解しているわけではなく、申立をうけた裁判所は、この自由を尊重して、問題の権利の保全に厳密に必要な措置しか命じないことを理由に、上記の主張を認めず、憲法適合性を肯定した。憲法院の判断を咀嚼すると、著作権の保護こそが表現・伝達の自由を守るものであり、司法手続により過度の広汎性および不明確性の問題は解消されるとの思想に基づくものと解釈できる。

## 2 336-2 条の性格

### (1) 司法型

法文に「大審裁判所は、…必要な場合には急速審理（*référé*）の形式で決定を下すことによって…いずれの措置も命じることができる」とあるとおり、司法型を採用している。

急速審理（*référé*）とは、本案受理判事でない判事（急速審理判事）に即時に必要な処分を命じる権限を法律が与えている場合において、当事者の一方の要求により、他方当事者の出席または呼出のもとになされる仮の裁判をいう<sup>6</sup>。我が国でいえば、対審手続を前提とする仮の地位を定める仮処分と同等の手続といえる。

急速審理は例示であり、他の手続でもよいが、裁判所の命令によって行われる必要がある。裁判官のみが個人の自由の保護者であり、差止命令は、企業活動の自由やネットユーザーの情報の自由など基本的権利を脅かす可能性があるため、裁判所の判断によるべきとの理由による。

### (2) 法的性質

---

<sup>4</sup> Loi n° 2009-669 du 12 juin 2009 favorisant la diffusion et la protection de la création sur internet

<sup>5</sup> Cons. const. 10 juin 2009 n°2009-580 37 項・38 項

<sup>6</sup> 山口俊夫編「フランス法辞典」東京大学出版会

本条に基づく措置は、知的財産権侵害訴訟（直接侵害・間接侵害）とは独立した差止命令である。裁判例によれば、本条に基づく法的手続は、知的財産権侵害訴訟ではなく、ネット上で公衆伝達サービスの内容によって生じた権利侵害の停止を求める特別な法的手続であり<sup>7</sup>、また、損害賠償請求手続でもない<sup>8</sup>ので過失や責任を問題とする必要はない<sup>8</sup>。

### 3 336-2条に基づく手続

#### (1) 当事者

申立人となりうる者は、「保護される著作物及び目的物の権利者、それらの権利承継人、第3編第2章によって規律される集中管理機関、又は第331の1条に規定する職業擁護機関」および「国立映画・動画センター」である。本条による手続は知的財産権侵害とは無関係であり、その責任を問われない者に対しても命じうる差止命令であるという位置づけであるから、申立人は必ずしも権利者である必要はない。

相手方となりうる者は、著作権等の侵害を改善することに寄与する可能性があるすべての者である。技術的仲介者という限定はないが、裁判例で相手方とされているのは現在のところ、FAI<sup>9</sup>と検索エンジン運営者<sup>10</sup>のみである。

#### (2) 措置の要件

##### ①侵害を改善することに寄与する可能性

情報社会指令前文59項<sup>11</sup>は、仲介者が侵害を停止させるために最良の者であることを理由として、権利者は仲介者に対して差止命令を申し立てる可能性を有するべきであると述べる。

336-2条は、上記59項を手がかりに、相手方が、問題となる著作権・著作隣接権侵害を改善することに寄与する可能性があることのみを、申立の条件とする。名宛人となる仲介者の事情は問わない。また、補充性も不要である。すなわち、申立人が事前に問題のサイト運営者に訴訟を提起し、それが不奏功に終わったことは要件ではない<sup>12</sup>。

##### ②比例原則

---

<sup>7</sup> CA Paris 15 mars 2016

<sup>8</sup> TGI Paris réf. 8 juil.2016 Bing

<sup>9</sup> TGI Paris 4 déc. 2014

<sup>10</sup> TGI Paris 5 avr. 2015

<sup>11</sup> In the digital environment, in particular, the services of intermediaries may increasingly be used by third parties for infringing activities. In many cases such intermediaries are best placed to bring such infringing activities to an end. Therefore, without prejudice to any other sanctions and remedies available, rightholders should have the possibility of applying for an injunction against an intermediary who carries a third party's infringement of a protected work or other subject-matter in a network. This possibility should be available even where the acts carried out by the intermediary are exempted under Article 5. The conditions and modalities relating to such injunctions should be left to the national law of the Member States.

<sup>12</sup> CA Paris 15 mars 2016 Allostreaming

差止命令は、比例原則 (*principe de proportionnalité*) に基づき、関係する基本的権利 (知的財産権と表現の自由・企業活動の自由) のバランスの下において、措置が厳密に必要な場合にしか命じることはできない。したがって、その措置は効果的である必要があるとされる<sup>13</sup>。FAI が全ての電気通信をフィルタリングするシステムの導入を求めることは、比例原則に反するとされる。

### (3) 措置のコスト負担

336-2 条により、裁判所は、「このような著作権又は隣接権の侵害を予防し、又は終了させるのに適した全ての措置を命じることができる」。具体的措置として、ブロッキング、検索結果からの非表示、フィルタリングがありうる。このように技術的仲介者に対する差止命令が認められることに問題はないが、法はコスト負担者についての何ら定めていない。そこで、本条を巡るもっぱらの争点は、命じられた措置のコストを誰が負担するかという点にある。コスト負担者を定めるについても、比例原則への適合性が求められる。

破毀院<sup>14</sup>は、ブロッキングや検索結果からの非表示の措置をとるために、多大なコスト (*coût important*) がかかるものであっても、その措置が負担しがたい犠牲 (*sacrifices insupportables*) を強いるものでない限り、仲介者が負担すべきとする。その理由として、仲介者は、著作権侵害サイトに対するアクセスにより経済的利益を得ており、裁判所が命じた手段に対して経済的に協力することは比例原則に合致し合法であることを挙げる。また、具体的な措置の決定は技術的仲介者に委ねられているので、その企業活動の自由を侵害することはないと判断する。その立証責任は仲介者が負担し、その評価は事実審の裁判官に委ねられる。なお、同事件の急速審理<sup>15</sup>では、費用は権利者負担と判断されている。

比例原則は、費用負担が企業活動の自由を制限する程度と著作権保護の必要性を考慮して、バランスがとれるものであれば、費用を技術的仲介者に負担させて構わないという考え方と理解しうる。同事件の控訴審は、申立人側は既に権利を侵害されていることに加え、追加費用によって経済的均衡は悪化すると認定し、これに対し、FAI および検索エンジン運営者は、命じられた措置が負担しがたい犠牲を課すことになることも、経済的存続を脅かすコストであることも示さないことから、費用を仲介者の負担と判断し、破毀院もこの判断を踏襲した。ただし、破毀院の結論には、申立人の経済状況は考慮していない点、負担しがたい犠牲がどのような状況で判断されるかの見極めが困難であるとの批判がある<sup>16</sup>。

## 3 裁判例

<sup>13</sup>ただし、TGI Paris 8 juill.2016 は差止命令が効果的でないことによる棄却を認める。

<sup>14</sup> Cass.1er civ. 6 juill. 2017 Allostreaming Dalloz 2017 p2016, Com.com. ele. 2017 comm.80

<sup>15</sup> TGI Paris réf. 28 nov. 2013 Allostreaming

<sup>16</sup> 前掲 Dalloz 2017 p2016

### (1) Allostreaming 事件<sup>17</sup>

急速審理において、裁判所は、申立人の費用負担により、FAI に対し、違法なストリーミングサイトにフランスからのアクセスができないようにする措置を命じるとともに、検索エンジン運営者に対し、これらのサイトの検索結果非表示の措置を命じた。

急速審理命令に対し、検索エンジン運営者は命じられた検索結果非表示措置の合法性、申立人はブロッキングと検索結果非表示措置のコスト負担に、それぞれ不服を申立てた。

本件において、控訴審は、検索結果表示措置を肯定し、ブロッキングと検索結果非表示措置にかかるコストは仲介者の負担とした。

本件はコスト負担者を巡って破毀院まで争われ、破毀院は、上述の通り、控訴院の判断を維持した。

### (2) The Pirate Bay 事件<sup>18</sup>

著作権集中管理機関である SCPP (société civile des producteurs phonographiques) が、FAI (Bouygues など 4 社) に対し、The Pirate Bay (スウェーデンのサイト) が許諾なく音楽ファイルのダウンロード、ストリーミングを提供しているとして、336-2 条に基づく措置を求めた事件。

裁判所は、あらゆる効果的な方法、特にドメインネームブロッキングによって、差止命令で特定された転送サイト、ミラーサイト、プロキシへのアクセスができないようにする措置を急速審理命令により命じた。

措置の対象となるサイトは限定列挙されているので、これと異なるサイトを対象とするには別の申立てが必要である。措置の具体的手段は、相手方に委ねられている。費用については、FAI の負担とすることを認めず、SCPP に対する費用の償還請求の可能性を認めた。

### (3) Google Suggest 事件<sup>19</sup>

職業擁護機関である組合 SNEP (Syndicat national de l'édition phonographique) が、torrent などのキーワードを、Google の検索上で提供されるサジェストから除去することを求めた事件。

控訴院は、サジェストそのものは著作権侵害を構成しないとの理由で、請求を棄却した。336-2 条は、著作権侵害であることは要件としていないので、上記のケースでは法文にない要件を追加したことになり、この判断は法適用に誤りがあると批判されている。

破毀院は、原審の判断を破棄差戻した。その理由として、サジェスト機能は、著作権また

---

<sup>17</sup> 急速審理 TGI Paris réf. 28 nov. 2013、控訴審 CA Paris 15 mars 2016、上告審 Cass.1er civ. 6 juill. 2017 Allostreaming Dalloz 2017 p2016, Com.com. ele. 2017 comm.80

<sup>18</sup> TGI Paris réf. 4 dec.2014 D2015 p2214

<sup>19</sup> CA Paris 3 mai 2011、Cass.1er civ. 12 juill. 2012 Google Suggest RIDA oct.2012 p601 et p471, D2012 p1880

は著作隣接権の侵害手段を提供していること、要求されたタームにキーワードを自動的に結びつけることを止めることによってこの侵害を予防または停止することができるので、Google は問題のサイトの検索をより困難にし治癒に寄与できることを挙げる。本判決は、336-2 条を引用しているが、前半の理由は Google を間接侵害者と捉えているようでもあり、本条の法的性質の捉え方が不明確である。

以上